

資料編

1 町田市の概況

(1) 人口推移

本市は、都心から西南の40km圏内に位置し、古くから横浜に向かう街道は「シルクロード」とも呼ばれ交通の要所であり、商都として繁栄してきました。1960年代（昭和40年）以降ベッドタウンとして発達し、近隣からも多くの人たちが集まり、商圏人口200万人の一大商業都市へと発展しています。その一方で、中心地の町田駅から1~2kmで田畑が見られるなど、市内各所で農業が行われており、畜産業も営まれるなど、田園都市としての側面も持っています。

人口の経年変化は表1及び図1に示すとおり、2012年以降は、対前年増加率は-0.1~0.3%となっており、ほとんど横ばいに近い状態です。一方で世帯数は増加傾向にあるものの、世帯当たり人口は減少しており、2011年の2.30人から2024年は2.06人へ低下しています。これらから、人口規模は大きく変化していないものの、世帯の小規模化（単身世帯や少人数世帯の増加等）が進行している可能性が示唆されます。

表1 人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年	人口 (人)	対前年 増加率(%)	世帯数 (世帯)	世帯当たり 人口(人)
2011	425,173	-	184,953	2.30
2012	425,155	0.0%	184,814	2.30
2013	426,410	0.3%	186,704	2.28
2014	426,448	0.0%	188,150	2.27
2015	426,999	0.1%	189,943	2.25
2016	428,203	0.3%	192,005	2.23
2017	429,070	0.2%	193,989	2.21
2018	428,589	-0.1%	195,425	2.19
2019	429,058	0.1%	197,558	2.17
2020	429,200	0.0%	199,736	2.15
2021	430,607	0.3%	202,737	2.12
2022	431,153	0.1%	205,236	2.10
2023	430,685	-0.1%	206,896	2.08
2024	430,497	0.0%	208,688	2.06

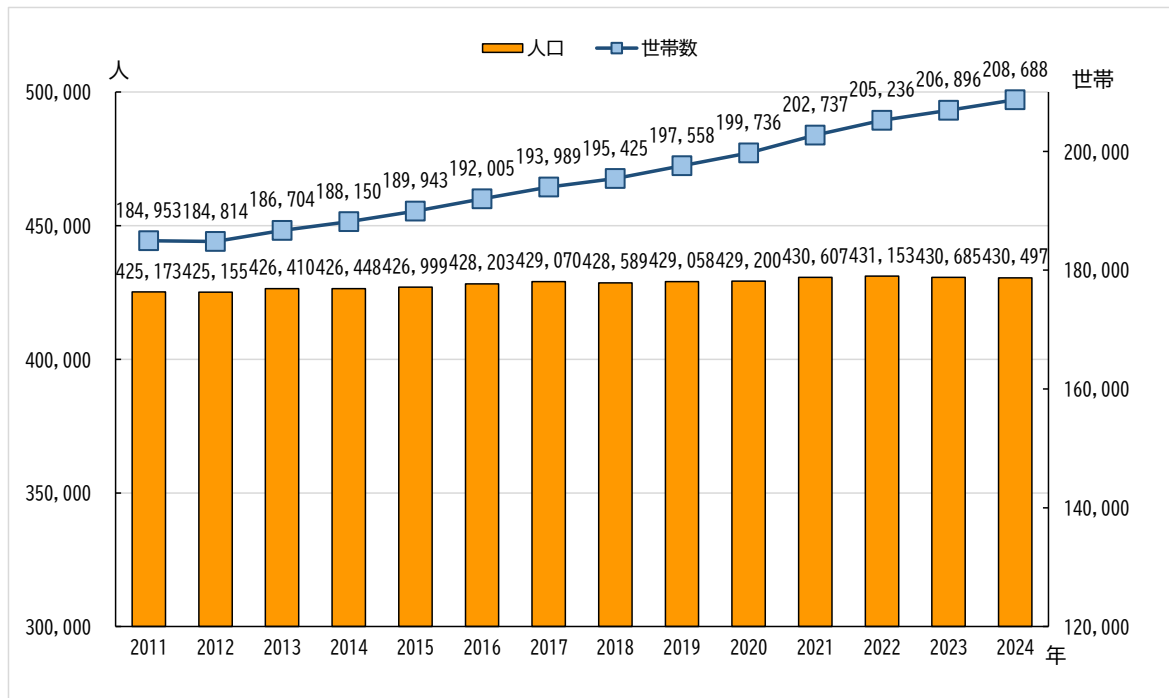
表2 人口割合の推移

(各年10月1日現在)

年	人口 (人)	年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳以上)		年齢不詳	
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
2011	420,048	58,459	13.9	269,694	64.2	91,895	21.9	0	0.0
2012	425,155	58,356	13.7	270,404	63.6	96,395	22.7	0	0.0
2013	426,410	58,227	13.7	267,512	62.7	100,671	23.6	0	0.0
2014	426,448	57,566	13.5	264,201	62.0	104,680	24.5	1	0.0
2015	426,999	56,673	13.3	262,503	61.5	107,822	25.3	1	0.0
2016	428,203	55,977	13.1	261,697	61.1	110,528	25.8	1	0.0
2017	429,070	55,138	12.9	261,427	60.9	112,504	26.2	1	0.0
2018	428,589	54,174	12.6	260,348	60.7	114,066	26.6	1	0.0
2019	429,058	53,387	12.4	260,676	60.8	114,994	26.8	1	0.0
2020	429,200	52,458	12.2	260,710	60.7	116,032	27.0	0	0.0
2021	430,607	51,516	12.0	262,247	60.9	116,844	27.1	0	0.0
2022	431,153	50,642	11.7	263,265	61.1	117,246	27.2	0	0.0
2023	430,685	49,783	11.6	263,551	61.2	117,351	27.2	0	0.0
2024	430,497	48,860	11.3	263,890	61.3	117,747	27.4	0	0.0

※住民基本台帳法一部改正により、2012年以降は外国人人口が含まれている。

図1 人口及び世帯数の推移



2 用語解説

用語		内容
あ	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は事務所、レストラン、商店等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。
	エコセメント（化）	私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのこと。普通セメントの原料は、石灰石、粘土、けい石、鉄原料等であるが、エコセメントは石灰石、粘土、けい石の代替として、都市ごみ焼却灰、汚泥等を原料として使用される。
	SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するため17の目標を掲げている。 <17の目標> 1. 貧困の撲滅 2. 飢餓撲滅、食料安全保障 3. 健康・福祉 4. 万人への質の高い教育、生涯学習 5. ジェンダー平等 6. 水・衛生の利用可能性 7. エネルギーへのアクセス 8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用 9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション 10. 国内と国家間の不平等の是正 11. 持続可能な都市 12. 持続可能な消費と生産 13. 気候変動への対処 14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用 15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性 16. 平和で包摂的な社会の促進 17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化
	N ₂ O	一酸化二窒素
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことである。水蒸気や二酸化炭素などが温室効果ガスに該当する。この他、メタン、一酸化二窒素、フロンなども温室効果ガスに該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。
か	海洋プラスチックごみ	ビニール袋やペットボトル、使い捨て容器などがポイ捨てや適切な処理をされないことで、風や雨などにより河川や海に流れ込み、海洋プラスチックごみとなる。
	合併処理浄化槽	水洗トイレをはじめ、生活雑排水も処理する環境に優しい浄化槽。平成13年度から浄化槽法によって、合併処理浄化槽の設置が義務付けられたため、設置時には地方自治体から補助金を受けられる。
	家庭系ごみ	日常生活を送る中で、家庭から発生・排出される生ごみや、資源化できない紙類のこと。

	拠点回収	再生資源として利用できるペットボトル、白色発泡トレイ、紙パック、小型家電等の品目を、市内の主な公共施設等に「回収ボックス」を設置し、回収を行うこと。
さ	雑がみ	新聞・雑誌・ダンボール以外の資源化可能な紙類の分別区分。 (例) お菓子や食品の紙箱・包装紙・メモ用紙・ハガキ・封筒・ティッシュの空き箱・チラシ類・ビールやジュースの6缶パックの包装紙・トイレトーパーやラップの芯など。
	産業廃棄物	廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、廃プラスチック類、ゴムくず、金属屑、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、及び特定の業種から排出された紙くず、繊維くず、動植物残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等、20種類を産業廃棄物と定めている。また、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物としている。
	残さ	焼却や破砕等の中間処理の工程において、処理後に残るもの。
	事業系ごみ	事業者が事業活動に伴って排出する廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。事業系ごみは、事業者が自ら処理することが原則とされている。なお、本書では、事業系ごみとは、事業系一般廃棄物のことをいう。
	資源化	リサイクルという言葉と同様で、廃棄物から有用物を生産することをいう。びんや缶などの資源物から、ガラスやスチール、アルミなどの素材を回収すること。有機物残渣から、たい肥や肥料をつくること、資源として分けられたごみが同じ製品、あるいは別の新たな製品の原材料として再生利用されるマテリアルリサイクルを指す場合が多いが、ごみを焼却する際の熱を回収利用するサーマルリカバリーの場合も資源化という。
	資源ごみ	一般に再資源化が可能なごみの総称で、主に缶・ペットボトル・ビン・紙類・電池・金属塊・容器包装プラスチックなど。
	集団回収	町内会・自治会、子ども会などの地域の組織が中心となって、古紙、古着、金属類、びんなどの資源を回収する活動。自治体の分別収集とともに地域のリサイクルシステムを担っており、町田市では、地域の活動を支援するため、回収団体や回収業者へ奨励金を交付している。
	循環型社会	人間の経済を自然の循環に適合されるように、資源を可能な限り循環的にしていく必要があるという考え方。
	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。
	循環経済（サーキュラーエコノミー）	従来の3Rに加え、資源や消費をできるだけ減らし、製品や設備を長く使い、サービス化などで新たな価値を生み出しながら、資源の有効活用と廃棄物削減を目指す経済の考え方。
	食品リサイクル法	食品の売れ残りや食べ残り、また製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減らすとともに飼料等として再生利用するため、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律。
	食品ロス	本来食べられるのに捨てられる食品のことで、平成29年度推計（農林水産省・環境省）では、全国で年間約612万トンが発生している。
	3R	廃棄物等の発生抑制（Reduce リデュース：廃棄物の発生自体を抑制すること）、再使用（Reuse リユース：使用された製品や容器等を再び使用すること）、再生利用（Recycle リサイクル：廃棄物を原材料等として再び利用すること）の3つ

		の頭文字を取ったもの。取組の優先順位は、リデュース、リユース、リサイクルの順となっている。
	製品プラスチック	日用品や家電部品、文具、玩具など、容器や包装以外の用途で 사용되는プラスチック製品を「製品プラスチック」という。これらは従来、材質や形状が多様であることから、分別や再資源化が難しいとされてきたが、プラスチック資源の循環利用を進めるため、2022年に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、市町村による分別収集や再資源化の取組が進められている。
	生物多様性	動植物や微生物など多様な生きものの種類や、遺伝子の違い、生態系のつながりが保たれ、多様な形で生き物同士が直接的・間接的に関わり合っていること。生物多様性が維持されることで、食料やきれいな水、美しい景観などの人間の生活の基盤となる要素を活用できている。
	剪定枝	樹木の管理の際に生じるで、破砕して舗装材や家畜の敷料として用いたり、発酵させて堆肥化したりするなどの活用例がある。
	総資源化率（リサイクル率）	総資源化量 ÷ (総ごみ量 + 集団回収量) で算出される資源化されたものの割合のこと。総資源化量は、行政によって資源化された量 + 集団回収量。総ごみ量は行政によってごみ及び資源として収集された量を指す。
た	単独処理浄化槽	水洗トイレの排水のみ処理する浄化槽のこと。台所や洗たく、風呂などの生活雑排水は処理されないため、水質汚染の大きな原因となっている。
	中間処理	最終処分量を減らすため、選別・破砕・焼却といった処理を行うこと。
	店頭回収	家庭から出る食品用トレイや牛乳パック、ペットボトル等リサイクル可能なものについて、スーパー等の事業者が、店頭で回収ボックスを設けて資源物を回収すること。
な	生ごみ処理機	微生物の力や電気を利用して生ごみを分解・処理する機械。主に、微生物分解式（バイオ式）と乾燥式に分類される。前者は木材チップなどの基材に生ごみを加え、微生物により水と二酸化炭素に分解するもので、投入物を均一化するため攪拌を行う。後者はヒーターなどの熱源によって水分を蒸発させ、減容化する。
は	バイオガス（化施設）	バイオガスとは、生ごみなど有機物を酸素の少ない状態でメタン発酵させて生成するメタンガスのこと。生ごみ等の有機質からバイオガスを回収・利用する施設のことをバイオガス化施設という。
	バイオマス	バイオマスとは、動植物など生物由来の有機性資源の総称で、化石資源を除いた再生可能な資源。利用しても大気中の二酸化炭素を増やさない特性を持つ。
	廃棄物	占有者が自ら利用し、又は、他人に無償で売却することができないため不要になったもの。廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義している。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設の設置規制などを定めた廃棄物処理に関する基本的な法律。
	排出抑制	一般家庭や製造過程から廃棄物の排出を抑えること。廃棄量を減らす行為、製品の長期使用などの取り組みを指す。
は	廃食用油	てんぷら油など食用油の使用後の油を廃食用油という。これを生活排水として公共用水域に排出すると水質が汚濁する。そこで水質浄化及び資源の業務再利用の

		面から、廃食用油を回収・再生し、飼料、塗料、石けん等の原料として有効利用される。
	1人1日当たりごみ量	ごみの総排出量を総人口と年間日数（365日又は366日）で割った値。自治体のごみ処理基本計画を作成する際に、基本データとして使用する。収集ごみを対象として算出する場合と事業系ごみを含む総量を対象として算出する場合もある。
	分別収集	ごみを種類別に分けて排出・収集すること。一般的には、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの3つの区分に加えて、容器包装や古紙などの資源の分別収集が行われている。町田市では、地域により、分別収集している品目が異なる。
ま	メタン（化）	融点-184℃、沸点-164℃の無色の可燃性気体。化学式は、 CH_4 。天然ガスの主成分であり、また、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水污泥の嫌気性分解過程などから発生する。温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼす。また単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約20倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられている。近年は、日本においても有機性廃棄物の処理及び温暖化防止の観点から、メタン発酵を利用した処理プラントの導入事例が多数みられるようになってきている。
や	容器包装プラスチック	商品を包んだり、入れたりするときに用いられる容器や包装紙を「容器包装」といい、そのうちプラスチック製のものを「容器包装プラスチック」という。容器包装プラスチックは、「プラマーク」を表示することが義務付けられている。再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について、市町村による分別収集および事業者による再商品化などを促進するため、1995年に「容器包装リサイクル法」が施行され、2000年4月より、紙製及びプラスチック製の容器包装も対象となっている。
	容器包装リサイクル法	一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律。
ら	リサイクル広場	町田市において、家庭から排出されるリサイクル対象品目を無料で持ち込むことが出来る拠点のこと。

3 ごみ組成調査の概要

(1) 家庭系ごみ調査

①目的

町田市から排出されるごみの排出実態を把握し、ごみの減量や資源化の推進を図るための対策案を検討するため、家庭ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）を対象として、調査地域を容器包装プラスチックの回収をしていないＪＲ横浜線以南地域以外と容器包装プラスチックの回収をしているＪＲ横浜線以南地域に区分してごみ組成調査を実施しました。

②概要

調査実施期間：第１回 2024年9月（ＪＲ横浜線以南地域以外・ＪＲ横浜線以南地域）

第２回 2025年2月（ＪＲ横浜線以南地域以外・ＪＲ横浜線以南地域）

調査対象地域：ＪＲ横浜線以南地域以外４地区、ＪＲ横浜線以南地域２地区

調査方法：燃やせるごみ及び燃やせないごみについてそれぞれ200kg程度を抽出し、分類後重量測定を行い、組成比等を算出

③結果

図２ 燃やせるごみの組成比率

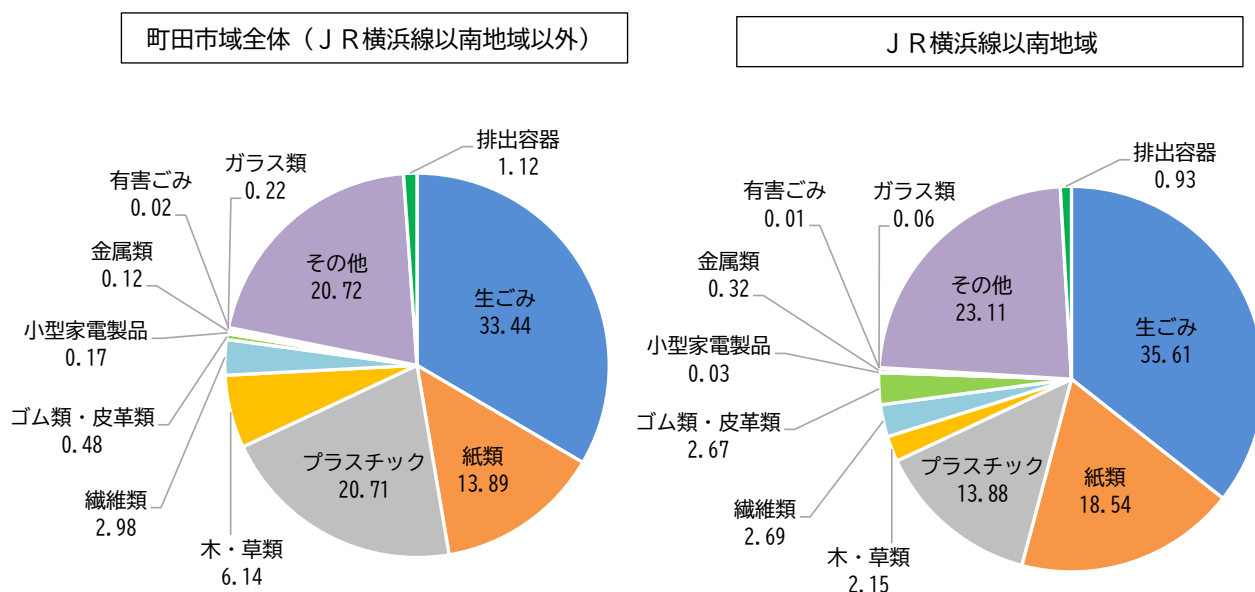
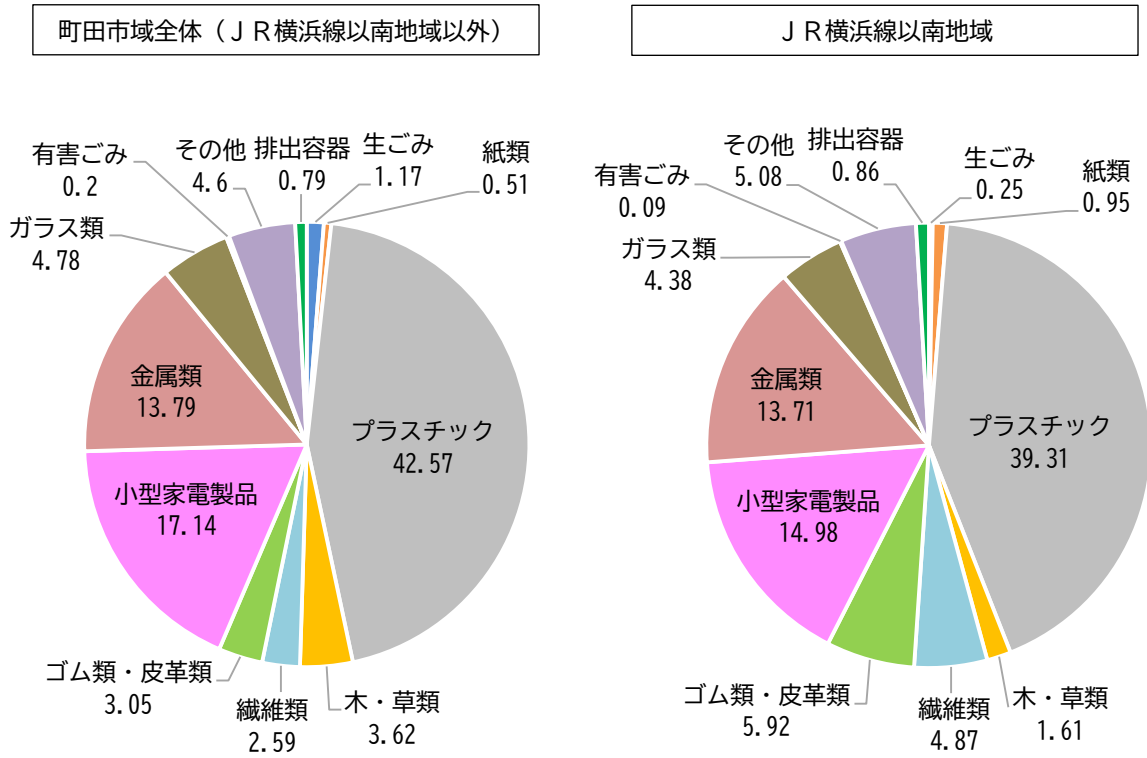


図3 燃やせないごみ組成比率



(2) 事業系ごみ調査

①目的

町田市の事業系一般廃棄物の排出実態を把握し、資源化可能量や不適正物排除による事業系一般廃棄物の減量可能量を推計する基礎資料とするため、中量排出事業者及び多量排出事業者を対象としてごみ組成調査を実施しました。

②概要

調査実施期間：2024年11月25日（月）～2025年1月23日（木）

調査対象地域：中量排出事業所－町田駅周辺地域（原町田一～六丁目、中町一～四丁目、森野一～六丁目）

※中量排出事業所のうち、コンビニエンスストアについては調査対象地域内から10件を選定し、調査を実施

※多量排出事業所は、排出量を基に事業所を選定していることから、調査対象地域は考慮していない。

調査対象件数：中量排出事業所－100件

多量排出事業所－10件

③結果

図4 組成比率（中量排出事業所全体）

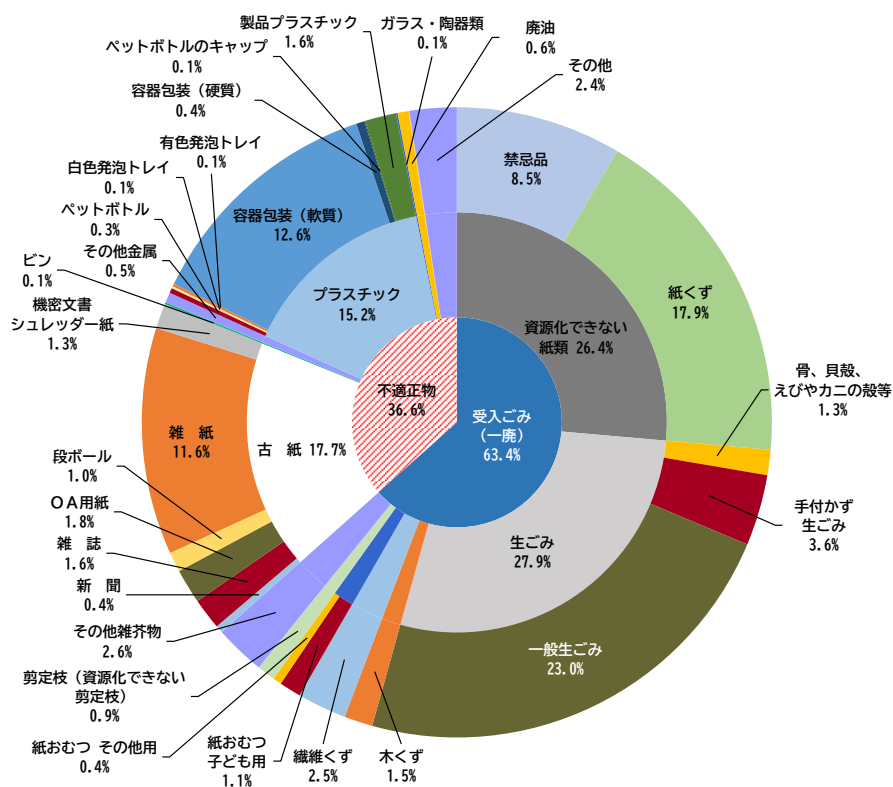


図5 組成比率（コンビニエンスストア）

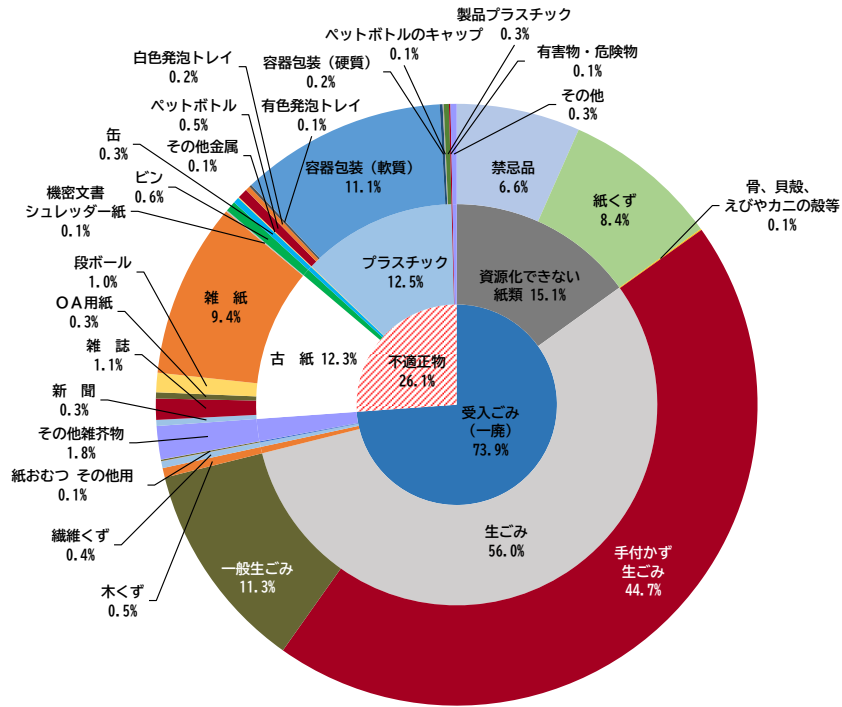


図6 組成比率（多量排出事業所/卸売・小売店）

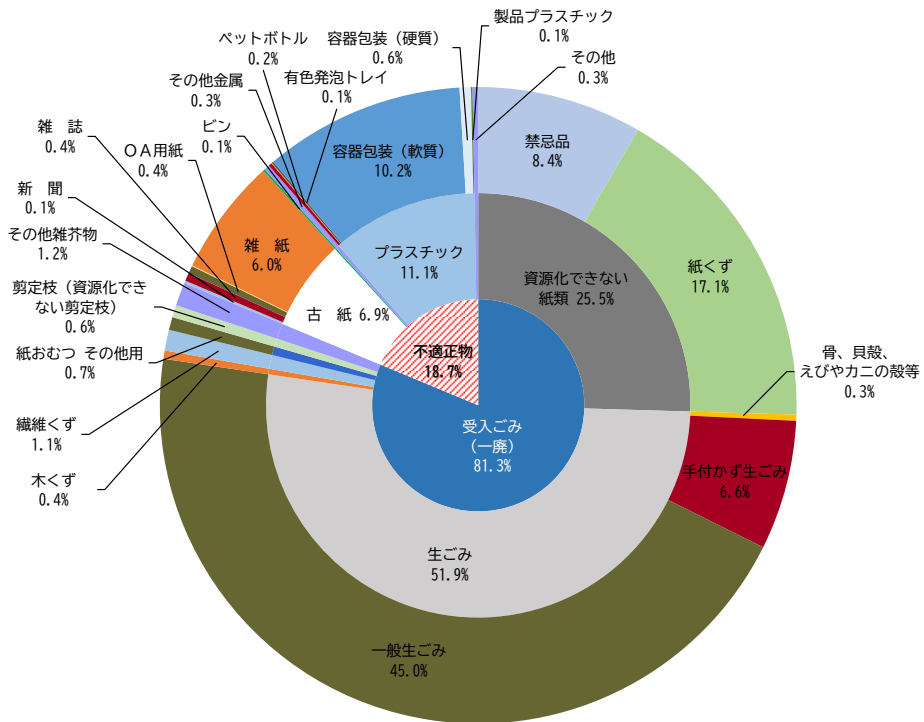


図7 組成比率（多量排出事業所/宿泊施設・飲食店）

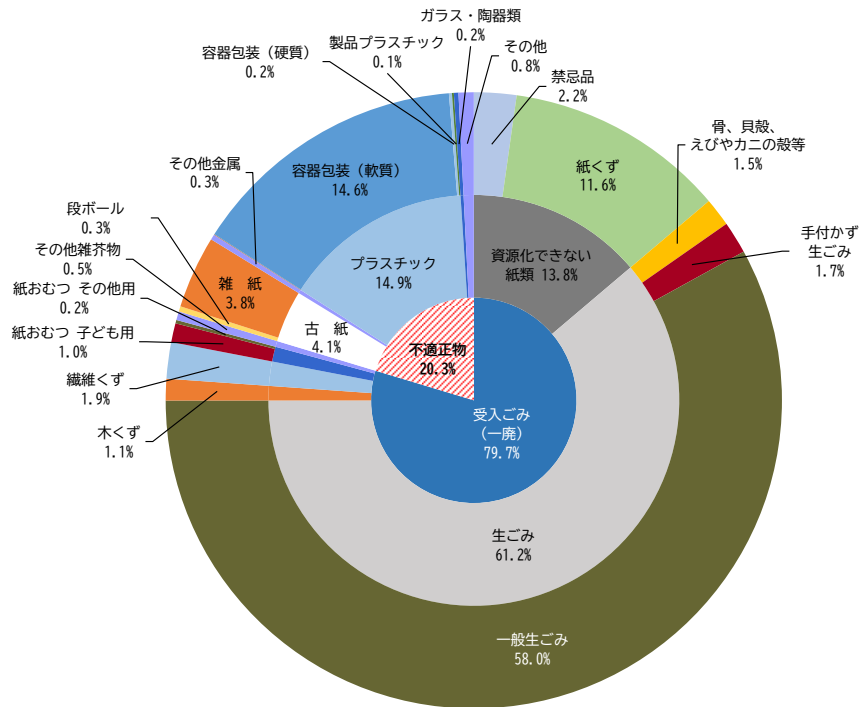


図8 組成比率（多量排出事業所/医療・福祉施設）

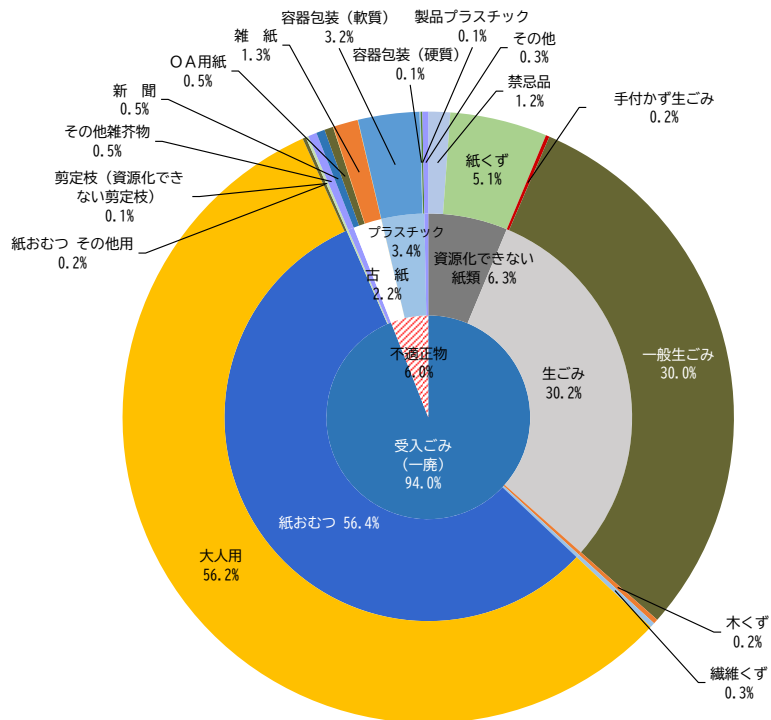
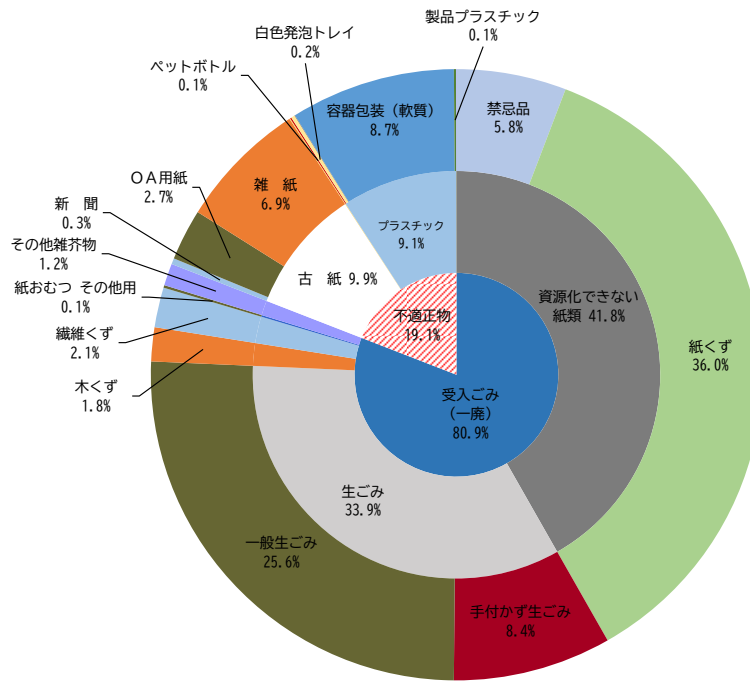


図9 組成比率（多量排出事業所/オフィス系）



4 ごみ量の予測方法について

(1) 予測方法

将来の年間排出量を推計するため、近年の家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量のそれぞれの変動を考慮し、下表の予測条件を設定しました。予測条件に該当する実績値を予測式に当てはめることで各年度の推計式を導き出し、過去の傾向等を総合的に勘案して採用する式を決定しました。

1人1日当たり排出量で算出する家庭系ごみと集団回収については、採用値に人口と年間日数を乗じ、当該年度の排出量を算出しました。

表4 予測条件

予測条件	
家庭系ごみ	2019～2024年度（6年間）の1人1日当たり排出量（g/人・日）
事業系ごみ	2019～2024年度（6年間）の排出量（t/年）
集団回収	各品目（「ビン」、「カン」、「古紙」、「古着・古布」）別の2019～2024年度（6年間）の1人1日当たり排出量（g/人・日）

(2) 予測の結果

図11 予測の結果（家庭系ごみ）

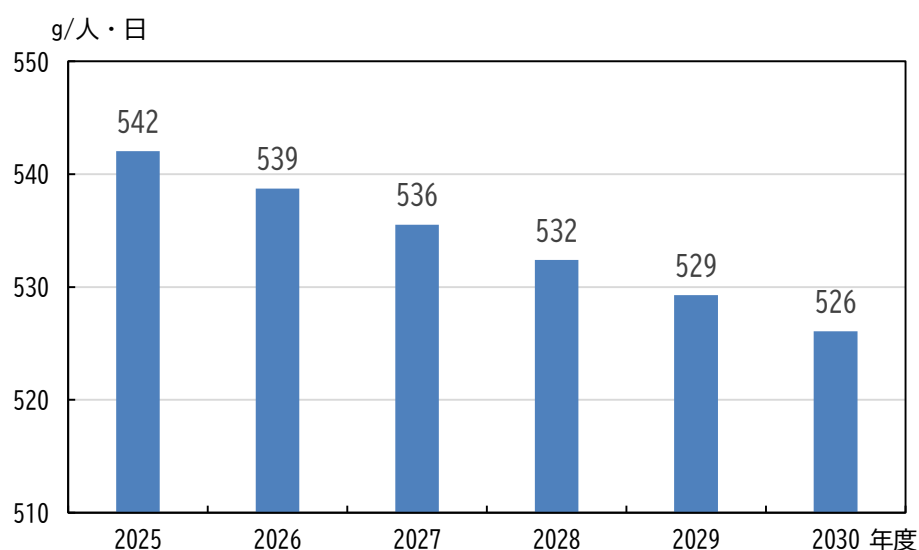


図 12 予測の結果（事業系ごみ）

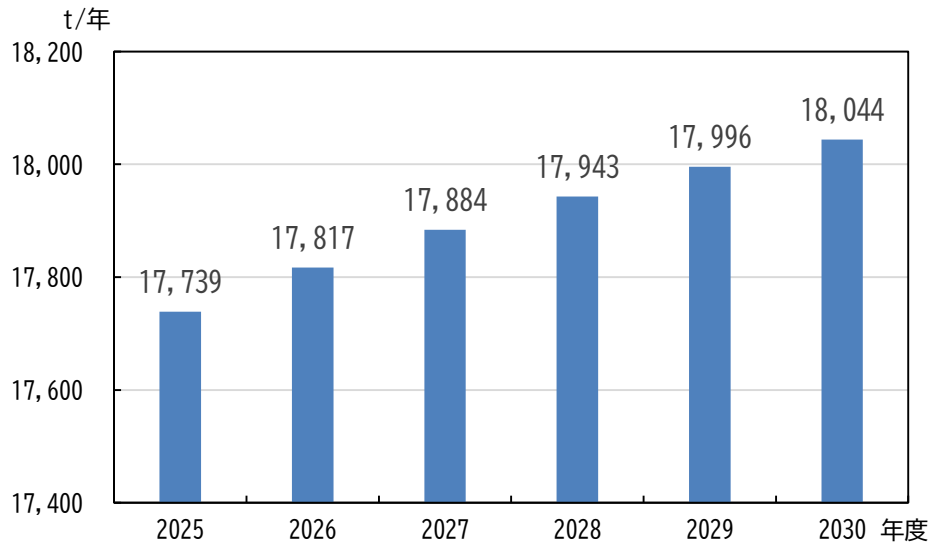
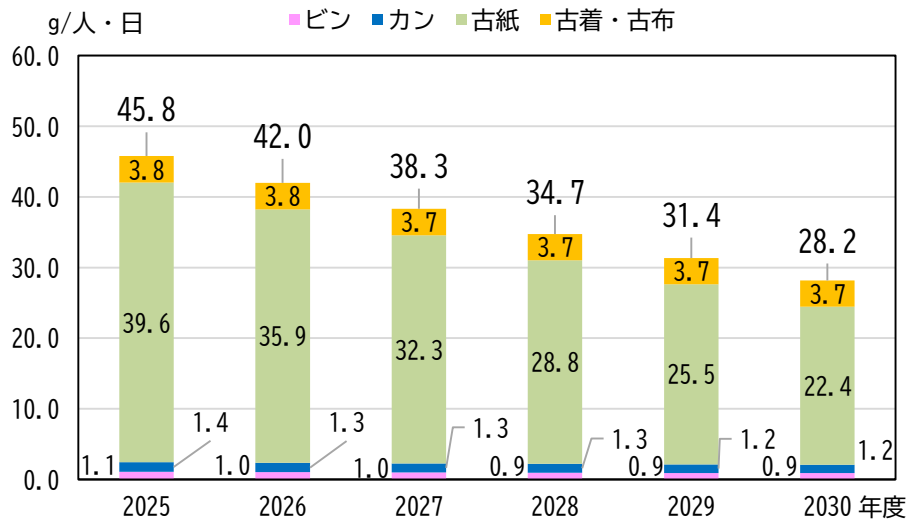


図 13 予測の結果（集団回収）



(3) ごみ排出量

表5 ごみ排出量

単位：t

年度	実績値					
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
家庭系ごみ	92,379	90,554	89,511	88,769	90,587	94,553
燃やせるごみ	64,791	64,042	63,711	63,161	64,370	66,396
燃やせないごみ	6,277	6,050	6,528	6,817	7,258	8,070
粗大ごみ	4,387	3,652	2,866	2,831	3,233	3,281
有害ごみ	161	141	144	149	133	156
資源	16,763	16,669	16,262	15,811	15,593	16,650
事業系ごみ	21,937	20,995	19,645	18,831	19,315	16,816
集団回収	11,672	11,572	11,384	10,942	10,692	9,994
合計	125,988	123,121	120,540	118,542	120,594	121,363

年度	推計値					
	2025	2026	2027	2028	2029	2030
家庭系ごみ	84,806	83,976	83,401	82,360	81,523	80,650
燃やせるごみ	59,210	58,587	58,145	57,353	56,704	56,056
燃やせないごみ	6,853	6,843	6,868	6,838	6,823	6,807
粗大ごみ	3,421	3,408	3,405	3,382	3,368	3,352
有害ごみ	148	148	148	147	146	145
資源	15,175	14,991	14,834	14,640	14,482	14,290
事業系ごみ	17,739	17,817	17,884	17,943	17,996	18,044
集団回収	7,164	6,547	5,968	5,374	4,830	4,320
合計	109,709	108,341	107,253	105,677	104,349	103,015

※資源には、リサイクル広場、剪定枝を含む。

5 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則

(1) 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

平成5年9月30日

条例第28号

（廃棄物減量等推進審議会）

第9条 一般廃棄物の減量、処理及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、町田市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、処理及び再利用の促進等に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

4 委員は、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町田市規則（以下「規則」という。）で定める。

（平17条例17・一部改正）

(2) 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

平成6年3月31日

規則第19号

第2章 廃棄物減量等推進審議会等

（廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営）

第3条 条例第9条第1項の規定により設置する町田市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 4 審議会は、会長が招集する。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 条例第14条に規定する計画の進捗状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平24規則85・一部改正)

(書面による調査審議)

第4条の2 第3条第4項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を發議することができる。

- 2 書面による調査審議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。
- 3 書面による調査審議における審議会の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による説明又は意見を求めることができる。

(令2規則56・追加)

(部会)

第5条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境資源部環境政策課において処理する。

(平16規則23・平20規則50・平24規則85・一部改正)

6 廃棄物減量等推進審議会（計画策定時）について

(1) 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（計画策定時）

表 6 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（計画策定時）

区分	所属	氏名	備考
学識 経験者	法政大学名誉教授	永井 進	会長
	一橋大学経済学研究科准教授	山下 英俊	副会長
	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長	江尻 京子	
	中央大学総合政策学部教授	篠木 幹子	
事業者・ 関係団体	町田市商店会連合会	富岡 秀行	
	町田商工会議所	鈴木 悟	
	(株)三和	小山 英介	
	(株)三凌商事	守谷 雅紀	
	町田市町内会・自治会連合会	高橋 清人	
	町田市廃棄物減量等推進員	藤根 義信	
市民委員	一般公募	芦田 勝	
	一般公募	伏見 建	

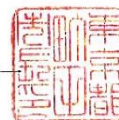
(2) 諮問書 (計画策定時)

19町環政第775号

2020年1月22日

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 永井 進 様

町田市長 石坂 丈一



「(仮称) 第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (諮問)

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第9条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「(仮称) 第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について

2 諮問理由

町田市では、2007年の「ごみゼロ市民会議」からの提言を踏まえ、2011年4月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「現行計画」という。)を策定し、市民協働のもとに徹底したごみの減量・資源化を進めてきました。その結果、資源物を含む総ごみ量は減少傾向にあります。老朽化した清掃工場の建替えにあたっては、地域住民の理解を得ながら検討を進め、2017年には、生ごみの資源化施設であるバイオガス化施設を併設する新たなごみの焼却施設等の建設工事に着手することができました。しかしながら、資源ごみ処理施設の整備が遅れていることや生ごみの減量が進まない等の理由により、現行計画に掲げたごみとして処理する量40%削減の目標達成は難しい状況となっており、引き続きごみ減量を進める必要があります。

また、世界や国の動向をみると、地球規模での環境問題が進行する中、国連総会で持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、国では食品ロスの削減をはじめとした循環型社会の形成に関する取組に注力しています。また、海洋プラスチック問題や国際的な廃プラスチックの輸入規制、自然災害による災害廃棄物処理等、廃棄物行政を取り巻く社会情勢や環境は目まぐるしく変化しており、市にはその課題への対応が求められています。

現行計画が2020年度をもって終期を迎えるにあたり、こうした環境変化にも対応しながら、市の責務である一般廃棄物の処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするため、2021年度を初年度とする「(仮称) 第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「次期計画」という。)を策定します。次期計画では、現行計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むと共に、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策により、資源物を含む総ごみ量の削減を目指して取組を進めたいと考えています。

つきましては、次期計画の策定について貴審議会にご審議いただきたく諮問いたします。

(3) 審議内容(計画策定時)

表 7 審議内容 (計画策定時)

開催年月日	議題
2019年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の策定について ・ 検討体制について ・ 策定スケジュールについて ・ 「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」について ・ 現行計画の総括について ・ 現行のごみ収集・処理システムについて
2020年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (諮問) ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の基本理念と基本方針について
2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の基本理念と基本方針 (案) について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の目標値の設定について
7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2019年度一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の骨子について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の減量・資源化の個別目標と削減量について
7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の構成 (案) について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の施策の展開 (案) について
9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 (素案) について
11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン (案) について
2021年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン (案) について
2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 (案) について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン (案) について
3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (答申)

(4) 答申書(計画策定時)

2021年3月1日

町田市長 石坂 丈一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 永井 進

「(仮称)第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について(答申)

2020年1月22日付19町環政第775号をもって本審議会に諮問されました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

今後、町田市がこの答申を踏まえて、市民、事業者との連携の下、総ごみ量の削減、資源化率の向上を図る施策を幅広く展開していくことを期待いたします。

7 廃棄物減量等推進審議会（一部改定時）について

(1) 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（一部改定時）

表 8 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（一部改定時）

区分	所属	氏名	備考
学識 経験者	中央大学総合政策学部教授	篠木 幹子	会長
	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長	江尻 京子	副会長
	市立大月短期大学経済科教授	佐藤 克春	
	明星大学理工学部教授	宮脇 健太郎	
事業者・ 関係団体	町田商工会議所副会頭	清水 祐侍	
	一般社団法人 町田青年会議所理事長	立花 翼	
	株式会社三凌商事取締役	古舘 茂俊	
	ブックオフコーポレーション株式会社 R 室長	星野 雄一	
市民委員	町田市町内会・自治会連合会	田代 敏行	
	廃棄物減量等推進員	竹島 正	
	一般公募	石田 恵美	
	一般公募	牧田 満知子	
	一般公募	米倉 茂	

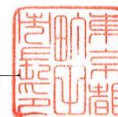
(2) 諮問書 (一部改定時)

25町環政第43号

2025年4月21日

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 様

町田市長 石坂 丈



町田市廃棄物減量等推進審議会への諮問について

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第9条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定及び「(仮称)第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画後期アクションプラン」の策定について

2 諮問理由

町田市では、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ、2021年3月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「現行計画」という。)を策定しました。それと同時に、現行計画の行動計画である「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」(以下、「現行アクションプラン」という。)を策定し、市民協働のもとに徹底したごみの減量・資源化を進めてきました。その結果、1人1日あたりのごみ排出量については、目標である2019年度比で7%削減を早期に達成できる見込みとなっております。しかしながら、ごみの内訳に関しては計画策定当初の想定と異なり、資源ごみの割合が減少していることから、現行計画における目標値の見直しを行い、より一層のごみ減量、資源化の推進を図る必要があります。

現行アクションプランが2025年度をもって終期を迎えるにあたり、昨今の社会情勢や環境課題の変化に対応するため、現行計画の一部改定及び2026年度を初年度とする「(仮称)第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画後期アクションプラン」(以下、「後期アクションプラン」という。)を策定します。後期アクションプランでは、現行アクションプランで進めてきた施策の課題を整理し、より効果のある取組へと繋げていく必要があります。

つきましては、現行計画の一部改定及び後期アクションプランの策定について貴審議会にご審議いただきたく諮問いたします。

(3) 審議内容(一部改定時)

表9 審議内容(一部改定時)

開催年月日	議題
2025年4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定及び「(仮称)後期アクションプラン」の策定について(諮問) ○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定について <ul style="list-style-type: none"> ・計画の体系と課題整理の振り返り ・全体目標1の修正に向けたごみ量の傾向 ○「(仮称)後期アクションプラン」の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランの指標・目標値の整理
5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」2024年度の進捗確認および2025年度事業計画について ○「(仮称)第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画後期アクションプラン」主な指標候補と取組案について
7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○2024年度の評価等 <ul style="list-style-type: none"> ・2024年度第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果について ・「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」2024年度・2025年度事業計画についての意見に対する市の回答の説明 ○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の目標値の検討について ○「(仮称)後期アクションプラン」施策の体系検討
9月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○「(仮称)後期アクションプラン」の素案の検討について ○「(仮称)第2期町田市食品ロス削減推進計画」の素案の検討について
11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定案及び「(仮称)後期アクションプラン」の素案の取りまとめについて <ul style="list-style-type: none"> ・素案の確認 ・コラムの確認 ・パブリックコメント実施スケジュール
2026年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」一部改定及び「(仮称)後期アクションプラン」のパブリックコメントの結果について
2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定及び「(仮称)後期アクションプラン」の策定について(答申)

(4) 答申書(一部改定時)

2026年2月20日

町田市長 石阪 丈一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 篠木 幹子

「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定及び
「(仮称)後期アクションプラン」の策定について (答申)

2025年4月21日付25町環政第43号にて当審議会に諮問されました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

今後、町田市がこの答申を踏まえて、市民、事業者とともに、ごみの減量と資源化の推進を図る施策を幅広く展開していくことを期待いたします。

8 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見の募集期間

2025年12月14日（日）から2026年1月14日（水）まで

(2) 寄せられたご意見及び市の考え方

5名の方から17件のご意見をいただきました。

ご意見の概要及び市の考え方は、次ページからの「ご意見の概要と市の考え方」のとおりです。

表10 寄せられたご意見の内訳

項目	件数
計画目標について	5
周知啓発について	4
プラスチックの資源化について	2
その他資源化について	1
事業系ごみについて	1
収集運搬について	2
その他	2
合計	17

■計画目標について

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	計画の削減目標は設定されていますが、これらの実現するために予算計画は明確にされていますか。	主要な取組に要する費用は試算しております。
2	2019年時点の推計では、町田市の人口は2024年から減少に転じるとしたが、逆に人口増は続いています。状況が異なってきているように思います。	町田市の将来人口推計は2021年度が最新版となっているため、そちらを採用しています。施策内容は、2024年度までの現状を踏まえたものとしています。
3	全体目標の総資源化率に熱回収(サーマルリサイクル)の考えは入れないのでしょうか。	公益財団法人東京市町村自治調査会が実施する「多摩地域ごみ実態調査」をはじめ、ごみ処理における各種統計調査において、資源化率の算出には熱回収を含んでおりません。本市の総資源化率の算出においても、熱回収は含まないものとしています。
4	1人1日あたりのごみ排出量が、目標以上に減ったとありますが、身近では、減っている感じがしません。減った根拠は、なんですか。	1人1日あたりのごみ量は、ビン・カンなどの資源を含む全てのごみの量を人口で割ることで算出しています。2019年度から2030年度までに1人1日あたりのごみ量を54g(7%)削減することを目標としていましたが、2024年度までに60g(7.8%)削減することができました。最も減少しているのは、燃やせるごみ(36g減)、次いで古紙(20g減)となっています。ただし、燃やせるごみの中には、資源として排出されることなく、混入してしまった古紙が含まれています。これを分別して資源化を推進することも、市の課題のひとつであると考えています。
5	全体目標1の発生抑制の減量7%を15%に修正する上でも、課題と考えることと意見です。資源物を合算して減量目標としない方が良いのではないのでしょうか。町田も高齢化世代が増え、節目の片付けや、退職、終活などの整理で、大量のごみが出ることから抑制より積極的促進が望ましいと考えます。	循環型社会形成推進基本法では、資源を含む廃棄物処理の優先順位が、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分と定められています。そのため、まずは、発生抑制を目標としています。その上で、資源化を積極的に推進する計画としています。

■周知啓発について

No.	ご意見の概要	市の考え方
6	<p>市内のプラごみ袋を扱うスーパーなど民間事業者に広報の協力をあおぎ、プラごみを分別することの、コスト面のメリットや必要性をもっとアピールした方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>これまでスーパーマーケット等の民間事業者にご協力いただき、資源の拠点回収や様々なキャンペーン等、連携してごみの削減・資源循環に取り組んでまいりました。プラスチックごみについても、店頭でのキャンペーン等を連携して行い、資源化の意義やメリットの周知に努めてまいります。</p>
7	<p>集積所についてですが、外国人や学生のごみの分別は、ひどいと感じます。もっと、啓発する方法を考えた方がいいです。多国籍化が進んでいるため。また、違反があった場合のペナルティをもっと厳しくした方がいいと思います。</p>	<p>多言語化などの対応とあわせて、例えば、スマートフォンでごみの写真を撮影するだけで、AIが適切な分別方法を案内するシステムの導入など、誰もが様々なごみを、迷うことなく分別するための手助けとなる仕組みを考えてまいります。</p> <p>ルールどおりに分別されていないごみが出された場合は、排出者に直接ご説明を行います。直接説明ができない場合は、対象物は収集せずに、警告シールを貼って、正しいルールでの排出を促します。警告シールには日本語だけでなく英語のメッセージも併記しています。</p> <p>いただいたご意見を受け、市の多言語化の取組を多くの方に知っていただくため、コラム「多言語対応で誰にとっても分かりやすい分別へ」を追加しました。</p>
8	<p>プラごみ施策について、ホームページでのドキュメント展開、これから始まる分別の説明会があまり周知されておらず、例えば市内で労働している外国人の方や、多忙な共働き夫婦などは、ついていけないのではないのでしょうか。</p> <p>プラごみに分別できるものも、他の都市でも見られるように、燃えるごみになる可能性が高くならないか懸念があります。</p>	<p>2026年4月から開始する容器包装プラスチックの市全域での分別収集については、説明会の他に、2025年の9月上旬から「資源とごみの収集カレンダー&出し方」を全戸配布しており、その中に出し方・分別方法について掲載しています。また、2026年2月には新たに分別収集を開始する地域の方に容器包装プラスチックの指定収集袋を1パック配布いたしますが、その際にも出し方・分別についての案内を同封させていただいております。</p> <p>その他、集積所看板の多言語化対応など、市民の皆様分別へのご理解・ご協力をいただけるように、様々な方法で周知を進めてまいります。</p>

9	<p>プラごみの扱い、特にどこまでの汚れが許容されるかなど、紙面ではわかりにくいと考えます。1個1個ごみを捨てるたびに、ホームページのPDFガイドを参照するのは多忙な人や高齢者にはハードルが高いのではないのでしょうか。</p> <p>定期的に町田市広報、町内会の連絡事項、放送などで案内してはどうでしょうか。</p>	<p>容器包装プラスチックの分別収集の対象となる品目の見分け方、汚れ落としの目安などについて、分かりやすくご説明する動画をホームページにて公開しており、容器包装プラスチックの分別説明会でも使用しています。また、市全域での容器包装プラスチックの分別収集の開始に合わせて、2026年2月に、分別の対象や汚れ落としの目安を写真等で視覚的にお示しした案内チラシを全戸配布いたします。今後も、広報誌や各町内会のごみ減量サポーターを通じた周知など、分別について継続的な案内を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえて、「基本施策2-2」における行政の取組に、「プラスチックの分別収集・資源化に関する周知啓発」を追記しました。</p>
---	--	---

■プラスチックの資源化について

No.	ご意見の概要	市の考え方
10	<p>温室効果ガスの削減には、プラスチックの収集を早く始めるのが効果的ではないでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、温室効果ガスの削減のためには、プラスチックの資源化が必要不可欠です。そのため、2030年度までには、製品プラスチックを含む全てのプラスチックの収集・資源化を開始する計画としています。</p>
11	<p>2026年4月から全市域での分別収集が開始される容器包装プラスチック指定収集袋の設定価格についてお伺いします。燃やせるごみ等他の指定収集袋と比較して安価にされていると聞いていますが、価格設定の根拠は明確にされていますか。</p>	<p>容器包装プラスチックの収集、圧縮梱包等に対し、多額な経費が掛かりますが、その費用＝袋の価格というわけではありません。ごみの排出抑制につなげるために、ある程度負担感がある価格水準を設定する必要があることから、近隣他市等の設定金額等も参考に決めさせていただいています。</p> <p>袋の料金は、適正分別するための動機付け(インセンティブ)として、燃やせるごみ袋・燃やせないごみ袋の半額にしています。</p>

■その他資源化について

No.	ご意見の概要	市の考え方
12	資源化に関する施策が、プラごみの分別はありますが、紙、着物、食器なども必要ではないでしょうか。	プラスチックごみに限らず、資源化の取組は重要であると考えています。特に紙類等については、アクションプランの基本施策2-3で「燃やせるごみ・燃やせないごみに含まれる紙類の量」を指標とし、資源化を推進してまいります。また、その他の品目の資源化についても、基本施策4-3にて調査研究等を行うこととしてまいります。

■事業系ごみについて

No.	ご意見の概要	市の考え方
13	基本施策 3-1 事業系一般廃棄物について、大規模事業所の訪問指導や小規模排出事業者への登録時の指導などは行われているようですが、そもそも事業系ごみではなく、家庭ごみとして排出している事業者もいるのではないかと思います。そのような事業者への対応は行われなないのでしょうか。	事業者から、事業系ごみが家庭ごみとして排出されていることが確認された場合には、事業者へ訪問し排出の指導を実施しています。不適正な排出が無いよう引き続き指導してまいります。

■収集運搬について

No.	ご意見の概要	市の考え方
14	第2部第2章2(1)主な施策③の中に「収集車両のリアルタイム位置情報を活用した新たな市民サービスの提供」とありますが、具体的にはどのようなサービスでしょうか。基本施策4-2掲載の【ごみ収集支援システムの導入】のことでしょうか。バスの運行情報のように市民がごみ収集車の位置情報を見ることができれば便利だと思いました。在宅時には、ごみを外に出しておく時間をできるだけ短くしたいです。ごみの持ち去りや鳥獣被害も軽減できると思います。	「収集車両のリアルタイム位置情報を活用した新たな市民サービスの提供」は、基本施策4-2掲載の【ごみ収集支援システムの導入】を想定した記載となっております。ご意見のような、ごみ収集車の位置情報の公開についても検討してまいります。
15	ふれあい収集に、安否確認は含んでいるのでしょうか。	現在実施しているふれあい収集は、安否確認も行っていきます。

■その他

No.	ご意見の概要	市の考え方
16	表 1-2-1 について、ペットボトルは拠点回収も行っているのではないのでしょうか。	<p>ペットボトルを拠点回収している旨、記載しておりますが、分かりやすさの観点から、以下のとおり修正しました。</p> <p>表 1-2-1 に、注を追記しました。「ペットボトルは、ごみ集積所での収集及び拠点での回収を行っています。」</p>
17	目次に第 2 部のタイトルがありませんでした。	目次に「第 2 部 後期アクションプラン」を追記しました。

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画【一部改定】
後期アクションプラン
2026年3月

刊行物番号 25-75
〒194-8520 東京都町田市森野2丁目2番22号
環境資源部 環境政策課
TEL：042-724-4379
FAX：050-3160-2758